

議員各位

以下の事案について、職員の処分を行いましたのでお知らせいたします。

事案①

(1)所属部名	(2)職名	(3)年齢	(4)処分内容
当事者			
福祉部	主事	23歳	停職3月
(5)処分年月日	平成30年6月22日		
(6)処分に至った事実の概要			
<p>被処分者は、平成30年5月31日19時30分頃、職場からの帰宅途中に立ち寄ったパチンコ店において、パチンコ台に置いてあった財布を盗み、財布の中身の数万円を抜き取って外の用水路に捨て、盗んだ金でパチンコを続けた。</p> <p>これらの行為は窃盗にあたり、警察の取り調べを受けることになった。</p> <p>本市において、全庁的に法令の順守を掲げる中、被処分者の一連の行為は軽率の極みであり、公務員として認識の欠如は甚だしいものである。</p> <p>被処分者の行為は、地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）に該当し、市民の行政に対する信用を大きく損なうものであることから、当該処分に及んだ。</p>			

事案②

(1)所属部名	(2)職名	(3)年齢	(4)処分内容
当事者			
福祉部	副主査	43歳	減給1/10 1月
管理監督者			
福祉部	副参事	50歳	厳重注意（文書）
(5)処分年月日	平成30年6月22日		
(6)処分に至った事実の概要			
<p>被処分者は、平成30年4月10日に公用車で物損事故を起こしたが、虚偽の報告をして事故を隠蔽しようとした。また、その後の所属長等の調査に対し、繰り返し虚偽の証言を行った。</p> <p>自らの保身のため二か月近く事故を隠蔽した行為は、職場の雰囲気悪化させるのみでなく、警察へ運転者不明のまま事故届を提出することになる等、公務内外に及ぼす影響は大きく、極めて悪質なものである。</p> <p>本市において、全庁的に法令の順守及び服務規律の徹底を掲げる中、被処分者の一連の行為は軽率の極みであり、公務員として認識の欠如は甚だしいものである。</p> <p>被処分者の行為は、地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）に該当し、市民の行政に対する信用を大きく損なうものであることから、当該処分に及んだ。</p> <p>また、所属長である副参事は、所属職員を管理監督する立場にあり、職員に対し法令順守と服務規律の徹底を図るべき責務があったにもかかわらず、徹底されなかった責任は大変重いものであり、自らの職責を十分に果たしていたとは言い難く、当該処分に及んだ。</p>			

【担当】 行政部人事課長 杉原 太